最終更新日：2015年6月24日

山一電機株式会社
代表取締役社長　太田佳孝
問合せ先：総務部総務課　03-3734-0171
証券コード：6941
http://www.yamaichi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、競争力強化の観点から、意思決定の迅速化と業務の効率化をなお一層推進し経営品質の向上を図ることにより、社会的信頼に応える堅実なコーポレート・ガバナンスを構築すべく取り組んでおります。
（会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等）
取締役会は、会社法等の規定に則り業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する機関と位置づけ、平成27年6月24日現在において社外取締役2名を含む取締役7名で構成しております。毎月1回の定時取締役会のほか必要に応じて随時臨時取締役会を開催して、重要事項を決議し、執行状況その他必要な情報の報告を受けることにより、事業環境の変化に即応出来る体制を採っております。また、執行役員制度を強化して大幅な権限委譲を行い、環境変化への対応と業務執行の迅速化・効率化を図るとともに、製品の市場特性に応じた事業運営と管理を可能とするため機能別本部制を採用し経営の強化に取り組んでおります。さらに、執行役員で構成する執行役員会を原則として毎月開催し、執行役員会決議事項の決議の他、各種の企画案や遂行中の事業および業務に関する説明・報告を受けて議論し、事業の状況把握と情報共有化を図っております。
当社は監査役制度を採用しており、平成27年6月24日現在において常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名で監査役会を構成しております。監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し取締役の職務執行を監査できる体制となっております。なお、社外監査役と当社との取引等の利害関係はありません。
内部監査組織として業務監査部を設けており、平成27年6月24日現在において3名で構成しております。業務監査部は、監査役、会計監査人との連絡を密にし、当社グループにおける経営活動の全般にわたり、合法性と合理性の観点から、適切な業務運営の監査を行なっております。
当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査および金融商品取引法監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、平野洋（継続監査年数7年以下）および長塚弦（継続監査年数7年以下）であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他4名であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,778,200	20.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,158,600	4.97
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	667,300	2.87
資産管理サービス信託銀行株式会社	660,300	2.84
株式会社三井住友銀行	619,300	2.66
山一電機取引先持株会	609,500	2.62
山一電機従業員持株会	500,788	2.15
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	490,361	2.11
日本生命保険相互会社	421,075	1.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	406,400	1.74

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
楠美　憲章	他の会社の出身者											
村田　朋博	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
楠美　憲章	○	―――	企業の経営者として長年の豊富な経験と幅広い見識を有し、大所高所からの助言をいただくことで、取締役の業務執行に対する監督機能の強化および経営の透明性の向上の観点から企業統治において果たす役割は大きいと判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
村田　朋博	○	―――	経営コンサルティングとしての豊富な経験と幅広い見識を有し、その経験を当社の経営に活かし客観的な見地からの助言をいただくことで、取締役の業務執行に対する監督機能の強化および経営の透明性の向上の観点から企業統治において果たす役割は大きいと判断

			し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

□監査役と会計監査人の連携状況
監査役と会計監査人との会合を定期的に行い、連絡を密にし当社グループにおける経営活動全般にわたり、合法性と合理性の観点から、適切な業務運営の監査を行っております。

□監査役と内部監査部門の連携状況
監査役と内部監査部門である業務監査部との会合を定期的に行い、連絡を密にし当社グループにおける経営活動全般にわたり、合法性と合理性の観点から、適切な業務運営の監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉澤　壽美雄	税理士													
多田　郁夫	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役会および監査役会において、税務、会計

吉澤　壽美雄	○	税理士	等の専門的見地から提言をいただいており、企業統治において果たす役割は大きいと判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
多田　郁夫	○	弁護士	弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。取締役会および監査役会において、法律等の専門的見地から提言をいただいており、企業統治において果たす役割は大きいと判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、中期経営計画における業績目標を達成するとともに、一企業としての価値向上のみならず、ひいてはステークホルダーへの利益還元を目指すべく、役職員の貢献意欲および士気を一層向上させることを目的として、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

割当先および割当個数
当社取締役、監査役および従業員　137名　7,750個

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はいたしておりません。

第60期（平成27年３月期）事業年度における取締役に支払った報酬等の総額
・取締役5名　133,625千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、昭和61年３月17日開催の第30期定時株主総会において年額5億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、平成19年６月27日開催の第52期定時株主総会において、上記報酬額に賞与を含めると決議いただいております。
取締役の報酬等については、取締役会決議により代表取締役社長に一任し、代表取締役社長が各取締役の報酬等の額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役補助スタッフ（兼務）１名が監査役業務をサポートし、監査役の監査機能の充実を図っております。
また、取締役会の開催に際して、必要に応じて各監査役に対して事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会設置会社であり、取締役７名（うち社外取締役２名）ならびに監査役３名（うち社外監査役２名）で構成し、取締役会は毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役および監査役が出席しております。取締役会においては、監査役に対して取締役会議案に対する客観的な意見を求めるとともに、監査役が取締役の意思決定および業務執行状況の監査をしております。

また、取締役７名の中から代表取締役１名を選定し、代表取締役の下に執行役員８名を選任して業務執行にあたらせており、各取締役および執行役員における経営方針等に関する施策に対する報告・意見交換は原則として毎月開催する執行役員会において実施しております。さらに、適正かつ効率的に経営監視機能を行うために、顧問弁護士による経営に関する助言・指導をいただいております。

当社の内部監査部署としては、各事業本部とは独立した業務監査部を設置し、内部監査強化のため３名のスタッフを配置しております。業務監査部は、年間監査計画に基づいて業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、本社内の各部門ならびに当社グループ会社に対して助言・指導を行い、それらの結果について代表取締役および監査役に報告しております。

当社の監査役監査につきましては、常勤監査役１名および社外監査役２名の３名で監査役会を構成し、監査役会は原則として毎月開催しております。常勤監査役は当社の執行役員、事業部長および業務監査部長を歴任しており、当社グループの事業に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役の２名もそれぞれ税理士・弁護士であります。各監査役は業務監査部からの報告を受け、内部監査の情報の共有化を図るとともに、監査役、会計監査人および業務監査部は連携して定期的に情報交換を行うことにより、内部統制・会計監査の状況を把握し、監査役および業務監査部は四半期・期末決算等において会計監査人から会計監査の結果の報告を受けております。また、監査役補助スタッフ（兼務）１名が監査役業務をサポートし、監査役の監査機能の充実を図っております。

なお、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上述のコーポレート・ガバナンスが有効に機能していると認識しており、後述の内部統制システムと合わせ、効率的な業務の執行と効果的な経営監視機能が働いていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の20日前に発送いたしました。 第60期定時株主総会 発送日：平成27年６月４日　開催日：平成27年６月24日
電磁的方法による議決権の行使	従来の書面投票に加え議決権行使の推進を図るため、電磁的方法による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家が議決権行使において十分な検討時間を確保できるように、株式会社ICJ（インベスター・コミュニケーション・ジャパン）が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを採用しています。
その他	株主の質問に丁寧に答えるなどの株主との対話の充実および適切な会場を確保しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに代表取締役社長による説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料などを当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループの経営理念、行動基準に各ステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループの環境方針に基づき、環境管理システム、製品含有化学物質管理、環境管理活動の継続的改善を図り、省資源の推進や廃棄物の削減を行い、地球環境への汚染防止に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の公平性を保つため、東京証券取引所へのリリース情報は、速やかに当社ホームページに開示しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「山一電機グループ行動基準」を制定し、その運用と徹底を行う。
（2）当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の整備および維持・向上を推進する。
（3）当社グループは、法令遵守上疑義のある行為について、取締役および使用人が通報を行うシステムとして、「内部通報制度」（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置・運用する。
（4）当社の代表取締役社長は、業務監査部を直轄する。業務監査部は、代表取締役社長の指示に基づき当社グループの業務執行状況の内部監査を行う。
（5）当社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）その他の重要な情報を、「文書管理規程」および「情報セキュリティポリシー」に基づき、適切に保存しかつ管理する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社グループは、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処するため、当社グループの事業内容や規模等に応じてリスク管理に関する規程を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
（2）当社は、当社グループにおいて不測の事態が発生した場合「経営危機管理規程」に基づき、迅速・適切に対応する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、取締役会および執行役員で構成する執行役員会を原則として毎月開催し、会社運営上の重要事項の決定の他、グループ全体の事業の状況把握と情報共有化を図る。
（2）当社グループは、取締役会の決定に基づく職務の執行について、「組織規程」・「職務分掌規程」・「職務権限規程」において、それぞれの責任および執行手続きの詳細を定める。
（3）当社グループは、経営の目標・方針ならびに各事業部門の目標・方針を設定し、グループ全体としてシステム的に活動を展開して、計画どおり経営計画を達成するための施策を実施する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社に事前協議、定期的な経営情報の報告を求め、効率的な経営に必要な支援・指導を通して、グループ全体が相互に密接に連携し、総合的に事業の展開を図る。
（2）当社の業務監査部は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）当社は、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととし、その使用人は、優先して監査役の指示に従って、監査役の職務の補助を行う。
（2）前項の使用人の任命、異動、評価、懲戒処分は監査役会の意見を尊重して行い、当該使用人の取締役からの独立を確保する。

7. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し重要な報告を受ける。
（2）監査役は、必要に応じて当社グループの取締役および使用人に対し報告を求めることができる。
（3）当社グループの取締役および使用人は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、都度監査役に報告する。
（4）当社は、監査役へ報告をした当社グループの取締役および使用人に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項
（1）当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該請求に係る費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、会計監査人、業務監査部、当社子会社の監査役との連絡を密にし、当社グループにおける経営活動の全般にわたり、合法性と合理性の観点から、監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年３月13日に開催された取締役会において、当社株式の分布状況等を総合的に勘案し、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）の導入を決議しました。また、平成27年６月24日開催の当社第60期定時株主総会において本方針を更新し３年間継続することにつき承認いただきました。

本方針は、大規模買付者が具体的な買付行為を行う前に経るべき手続き等を定めたものであり、株主の皆様が、当社株券等の当該買付に応じるべきか否か等を適切に判断できるよう、必要十分な情報提供と熟慮期間を確保するための手続きです。

また、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、社外の有識者３名から構成される独立委員会を設置いたしました。

本方針は、有効期限を平成30年６月開催予定の第63期定時株主総会終結時までとしておりますが、有効期限満了前であっても、当社株主総会、または取締役会において、廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で廃止されることとしております。

詳細につきましては、ホームページに掲載しております。

http://www.yamaichi.co.jp/LinkClick.aspx?fileticket=St87b9Mh4Qo%3d&tabid=201&mid=469

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示体制の概要は以下のとおりです。

1. 重要な決定および重要な事実の発生に関する情報

当社は、業務執行に関する重要事項を決定するため、毎月１回の定時取締役会のほか必要に応じて随時臨時取締役会を開催して、重要事項を決議し、職務執行の状況その他必要な情報の報告を受けております。決定された重要事項および発生した重要な事実について、開示が必要な場合には総務部より適時開示を行っております。

なお、当社は監査役制度を採用しており、取締役会その他重要な会議へ出席し取締役の職務執行を監査できる体制となっており、また、会計監査人および弁護士等との連絡を密にすることで適切な情報を開示することに努めております。

2. 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部が作成し、会計監査人による監査を受け、取締役会において決議された後、開示しております。

当社のコーポレートガバナンスの体制は、次の図のとおりです。

